

防府市民間社会福祉事業振興資金融資要綱

昭和52年10月1日制定

第1条 この要綱は、防府市内において社会福祉施設を営む法人又は個人が、施設を改善する場合に要する資金（以下「施設改善資金」という。）の融資について、円滑化を図るため、防府市（以下「甲」という。）と株式会社山口銀行及び防府信用金庫（以下「乙」という。）が内容等を定めるものとする。

第2条 甲は、乙に対し融資資金として毎年3,000万円の範囲内で預託する。

第3条 乙は、預金金額の3倍運用を目途として、本制度融資対象者に融資する。

第4条 この要綱により対象となる社会福祉施設は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律164号）の規定による保育所
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律133号）第14条第1項、第2項及び第3項に規定する施設
- (3) 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第18条の規定による施設
- (4) その他の福祉施設（国及び県の要綱等により事業費が助成される事業の施設）

第5条 この要綱による資金の融資の種類及び限度額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 増改築資金 | 900万円 |
| (2) 災害復旧費 | 1,800万円 |
| (3) 新築又は全面改築資金 | 1,800万円 |
| (4) 施設用地購入資金 | 1,800万円 |
| (5) 備品整備資金 | 135万円 |
| (6) 施設整備資金（門、柵、へい、消火施設等） | 150万円 |

第6条 施設改善資金の融資を受けようとする者は、事前に、甲に対し協議書

を提出しなければならない。

第7条 甲は、前項の協議書の内容を審査し、乙と協議のうえ融資の可否及び額を決定し、申込者に通知するものとする。

第8条 乙は、前項の決定通知書を添付した融資の申込みがあったときは、速やかに審査し融資を行うものとする。

第9条 施設改善資金の償還期限は10年以内とする。

第10条 貸付方法は、証書貸付とする。

第11条 施設改善資金の貸付利率は、年利8.0%以内とし、甲、乙協議の上定める。

第12条 延滞利息は、年利15%以内とする。

第13条 市長は、施設改善資金の用途がこの要綱の趣旨に反すると認めるときは、繰上償還を命じることができる。

附 則

この要綱は、昭和52年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。